

厚生年金保険・国民年金事業の概況

(令和 6 年 8 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和6年8月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,288万人であり、前年同月に比べて、2万人（0.0%）増加している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,834,881	42,811,443	25,410,687	17,400,756	326,933
船員以外	2,830,964	42,759,975	25,359,219	17,400,756	326,799
一般男子	・	25,358,818	25,358,818	・	371,258
女子	・	17,400,756	・	17,400,756	262,006
坑内員	・	401	401	・	394,818
（再掲）短時間労働者	95,399	980,802	233,882	746,920	153,268
船員	3,917	51,468	51,468	・	438,178
国民年金	・	20,065,254	7,198,078	12,867,176	・
第1号	・	13,192,407	6,985,456	6,206,951	・
任意加入	・	201,883	81,301	120,582	・
第3号	・	6,670,964	131,321	6,539,643	・
合計	・	62,876,697	32,608,765	30,267,932	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和6年8月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,428万人であり、前年同月に比べて、7万人（0.1%）減少している。

表 2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	36,267,768	15,763,970	14,150,774	531,053	5,811,099	10,872
旧共済組合を除く	36,029,897	15,626,488	14,102,048	529,139	5,761,631	10,591
旧法	439,175	122,935	85,143	22,525	198,215	10,357
新法	35,579,758	15,501,180	14,016,598	505,877	5,556,103	・
（再掲）基礎あり	28,103,981	14,722,690	12,976,501	340,229	64,561	・
基礎または定額あり	27,732,792	14,745,887	12,986,905	・	・	・
基礎繰上げあり	2,048,414	677,015	1,371,399	・	・	・
基礎繰上げなし	25,684,378	14,068,872	11,615,506	・	・	・
基礎及び定額なし	1,784,986	755,293	1,029,693	・	・	・
船員保険（旧法）	10,964	2,373	307	737	7,313	234
旧共済組合 計	237,871	137,482	48,726	1,914	49,468	281
旧法	49,956	33,979	1,018	693	13,985	281
新法	187,915	103,503	47,708	1,221	35,483	・
（再掲）基礎あり	149,859	102,826	45,984	1,048	1	・
国民年金 計	36,262,274	33,047,946	935,605	2,196,723	82,000	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,599,339	4,552,064	249,356	1,768,818	29,101	・
旧法抛出し制	332,561	180,262	120,199	25,873	6,227	・
新法基礎年金	35,929,713	32,867,684	815,406	2,170,850	75,773	・
（再掲）基礎のみ	7,473,047	5,519,920	131,341	1,792,760	29,026	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,266,778	4,371,802	129,157	1,742,945	22,874	・
福祉年金	1	1	・	・	・	・
合 計	44,276,203	33,986,401	2,063,894	2,386,499	5,828,537	10,872

- 注 1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出し制に計上している。

○ 令和6年8月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、52.2兆円であり、前年同月に比べて、1.5兆円（2.9%）増加している。

表3 制度別受給者年金総額

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	26,429,399	17,617,159	2,616,857	364,769	5,827,443	3,172
旧共済組合を除く	26,173,427	17,429,786	2,606,514	363,052	5,770,971	3,105
旧 法	466,192	190,438	33,981	27,263	211,474	3,036
新 法	25,685,616	17,232,258	2,572,422	334,213	5,546,722	・
(別掲) 基礎年金	20,011,006	10,880,729	8,763,987	302,568	63,722	・
船員保険 (旧法)	21,620	7,090	111	1,576	12,774	69
旧共済組合 計	255,972	187,373	10,342	1,718	56,472	67
旧 法	87,614	69,382	473	967	16,725	67
新 法	168,358	117,991	9,870	750	39,747	・
(別掲) 基礎年金	115,782	79,697	35,181	903	1	・
国民年金 計	25,812,368	23,523,433	232,660	1,969,146	87,130	・
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	4,648,900	2,971,105	59,526	1,590,343	27,927	・
旧法拠出制	144,811	90,004	28,421	23,639	2,748	・
新法基礎年金	25,667,556	23,433,429	204,239	1,945,507	84,381	・
(再掲) 基礎のみ	5,433,285	3,758,411	31,720	1,610,938	32,217	・
(再掲) 基礎のみ共済なし	4,504,089	2,881,101	31,105	1,566,704	25,178	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
合 計	52,241,768	41,140,592	2,849,517	2,333,915	5,914,573	3,172

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

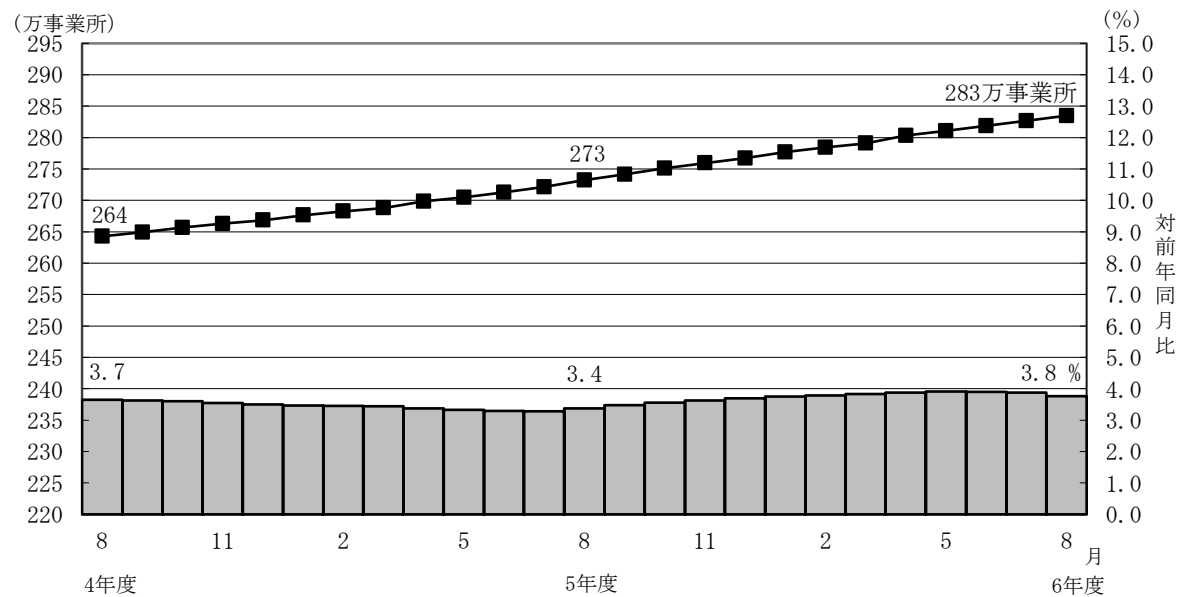
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

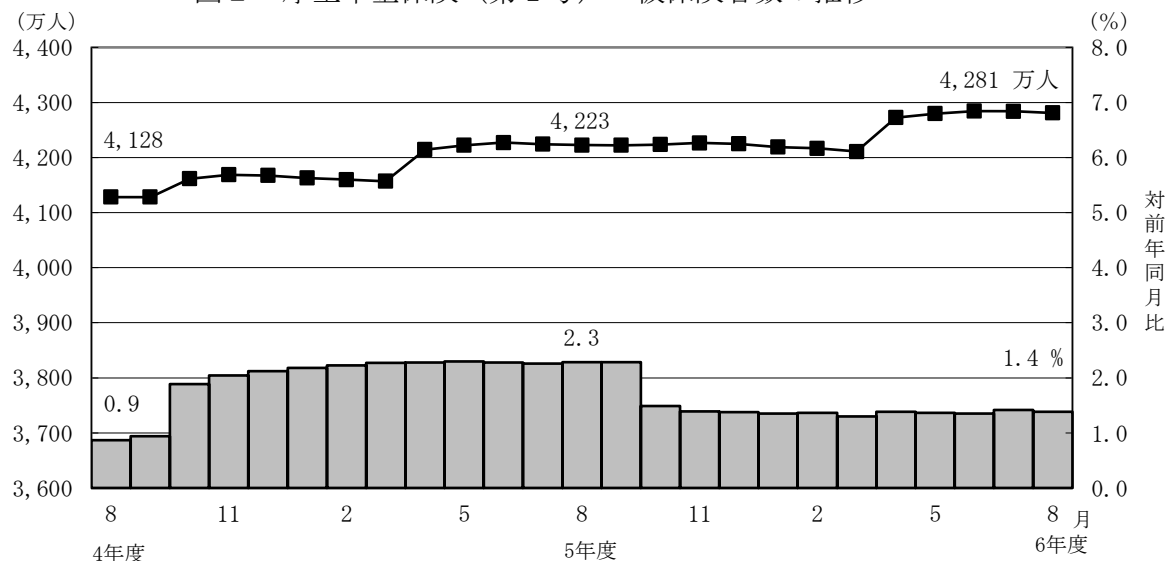
○ 令和6年8月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は283万事業所であり、前年同月に比べて10万事業所（3.8%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移



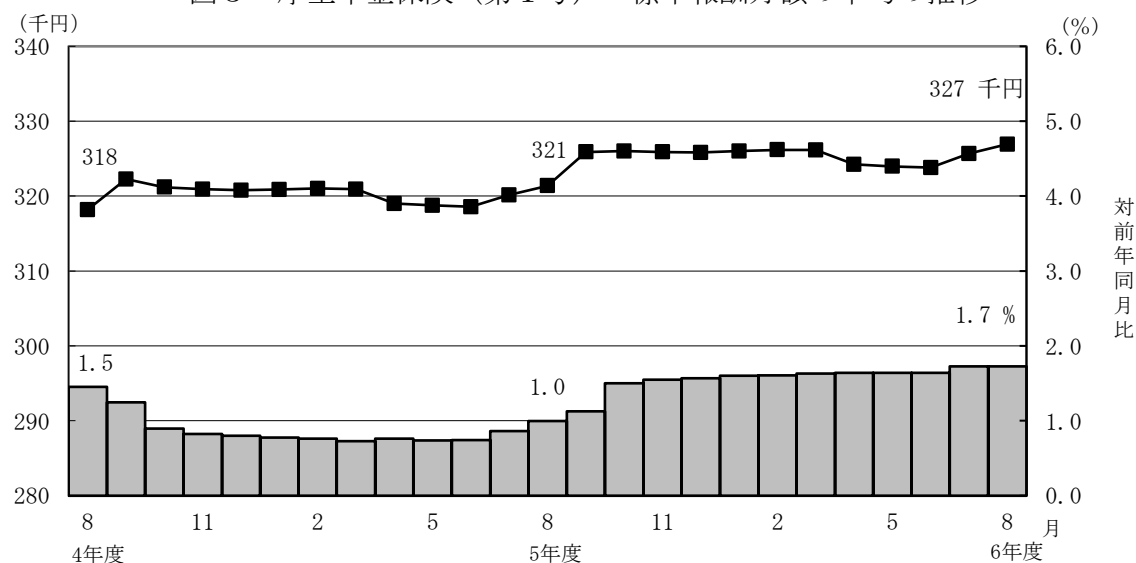
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,281万人となっており、前年同月に比べて59万人（1.4%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,536万人（対前年同月比14万人、0.6%増）、女子が1,740万人（対前年同月比45万人、2.6%増）、坑内員が4百人（対前年同月比7人、1.7%減）、船員が5万人（対前年同月比70人、0.1%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、32万6,933円となっており前年同月に比べて1.7%増加している。内訳をみると、一般男子は37万1,258円（対前年同月比1.7%増）、女子は26万2,006円（対前年同月比2.3%増）、坑内員は39万4,818円（対前年同月比4.1%増）、船員が43万8,178円（対前年同月比3.0%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

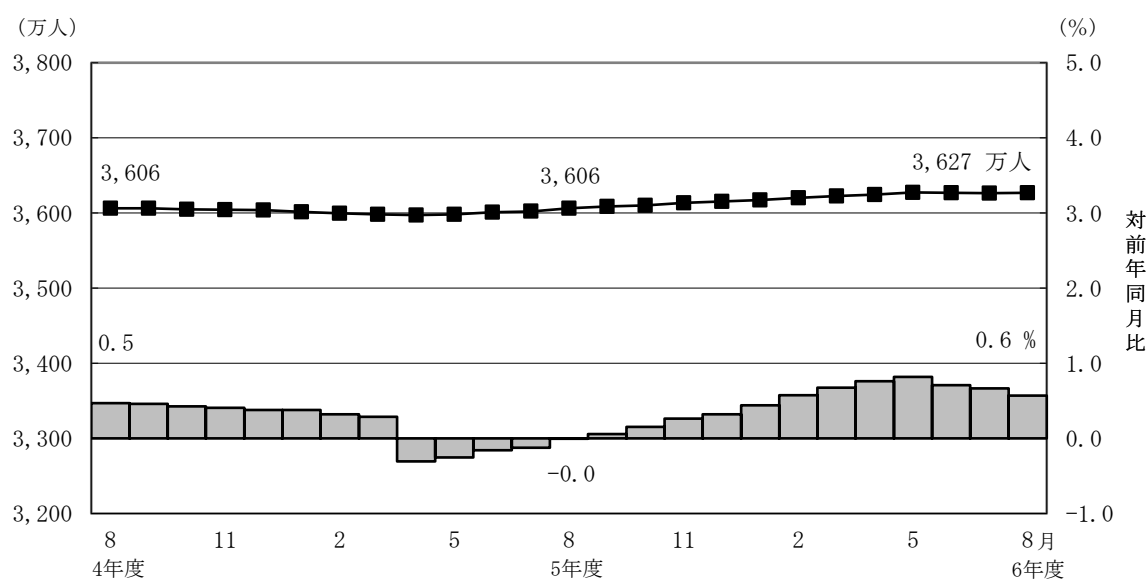


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は26万事業所、賞与支給被保険者数は320万人、標準賞与額の前平均は27万1,235円となっている。

(2) 給付状況

- 令和6年8月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,627万人（旧法厚年分44万人、新法厚年分3,558万人、旧法船保分1万人、旧共済分24万人）で、前年同月に比べて21万人（0.6%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,991万人（旧法厚年分21万人、新法厚年分2,952万人、旧法船保分3千人、旧共済分19万人）で、前年同月に比べて15万人（0.5%）増加している。
- 障害給付の受給者数は53万人（旧法厚年分2万人、新法厚年分51万人、旧法船保分7百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（3.9%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は582万人（旧法厚年分21万人、新法厚年分556万人、旧法船保分8千人、旧共済分5万人）で、前年同月に比べて3万人（0.6%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和6年8月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額
は、15万1,070円となっている。

○ 令和6年8月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は8万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

		失 業 給 付								
		件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
		計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 6 年	3 月	21,718	11,718	10,000	11,812,876	9,891,091	1,921,785	45,327	70,341	16,015
	4 月	21,190	11,322	9,868	11,725,029	9,767,444	1,957,585	46,111	71,891	16,531
	5 月	23,264	12,646	10,618	12,949,764	10,830,928	2,118,836	46,387	71,373	16,629
	6 月	26,923	14,584	12,339	14,908,478	12,463,247	2,445,231	46,145	71,215	16,514
	7 月	27,188	14,674	12,514	15,027,131	12,557,500	2,469,631	46,059	71,314	16,446
	8 月	26,866	14,590	12,276	15,050,158	12,634,428	2,415,730	46,683	72,164	16,399

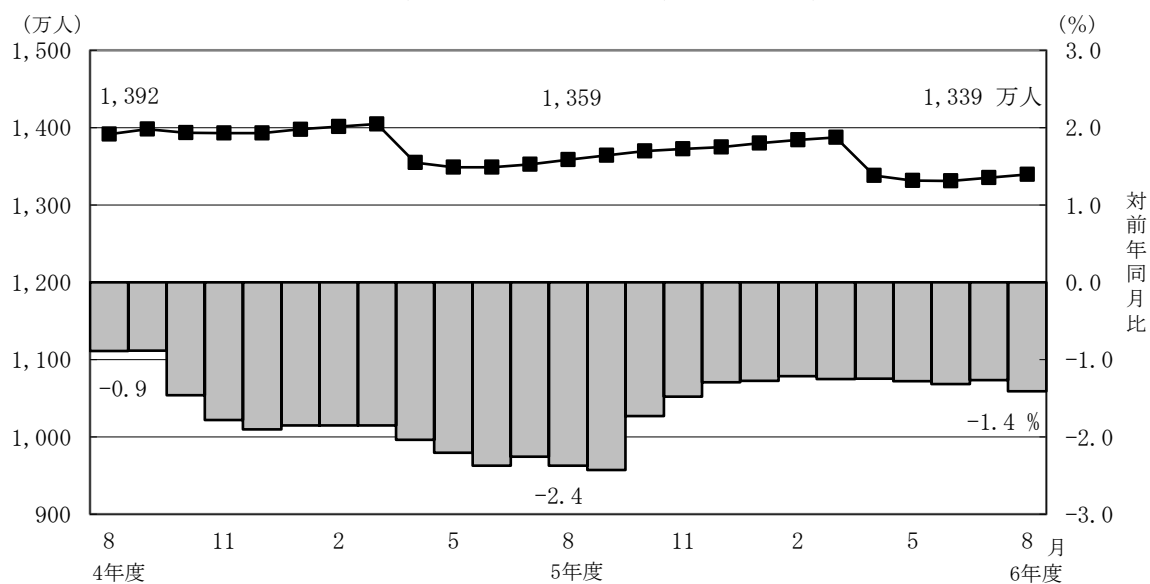
	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付									
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）			
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	
令和 6 年	3 月	80,494	75,709	4,785	10,411,038	9,939,671	471,367	10,778	10,941	8,209
	4 月	80,741	75,973	4,768	10,421,658	9,951,836	469,822	10,756	10,916	8,211
	5 月	78,844	74,223	4,621	10,142,741	9,689,995	452,746	10,720	10,879	8,165
	6 月	80,553	75,944	4,609	10,435,555	9,981,750	453,805	10,796	10,953	8,205
	7 月	80,947	76,475	4,472	10,581,484	10,135,150	446,334	10,893	11,044	8,317
	8 月	79,689	75,361	4,328	10,432,890	9,997,315	435,575	10,910	11,055	8,387

3. 国民年金

(1) 適用状況

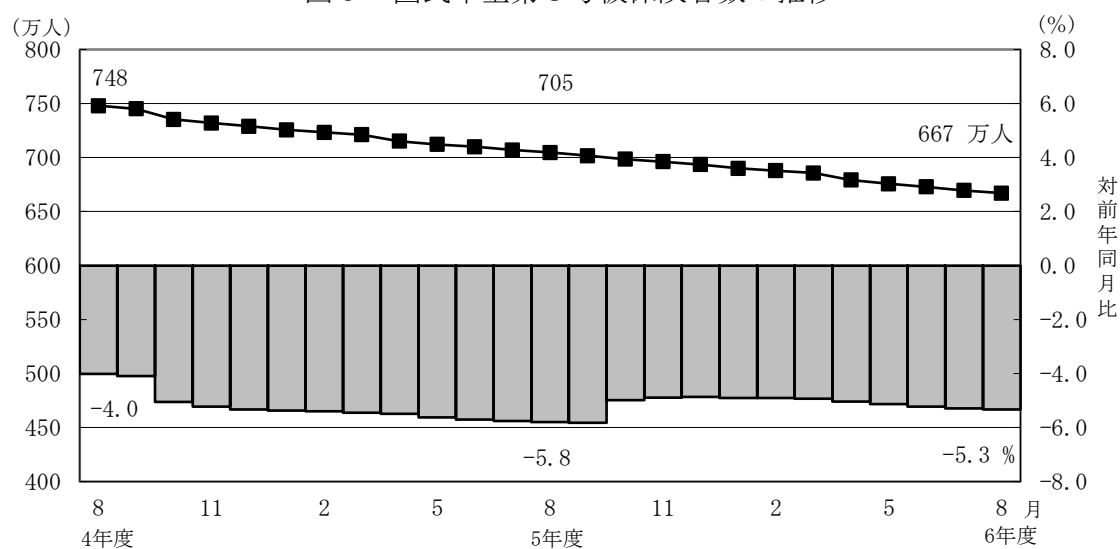
- 令和6年8月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,339万人となっており、前年同月に比べて19万人（1.4%）減少している。内訳をみると、男子は707万人（対前年同月比10万人、1.4%減）、女子は633万人（対前年同月比9万人、1.4%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は667万人となっており、前年同月に比べて38万人（5.3%）減少している。内訳をみると、男子は13万人（対前年同月比6千人、4.4%増）、女子は654万人（対前年同月比38万人、5.5%減）となっている。

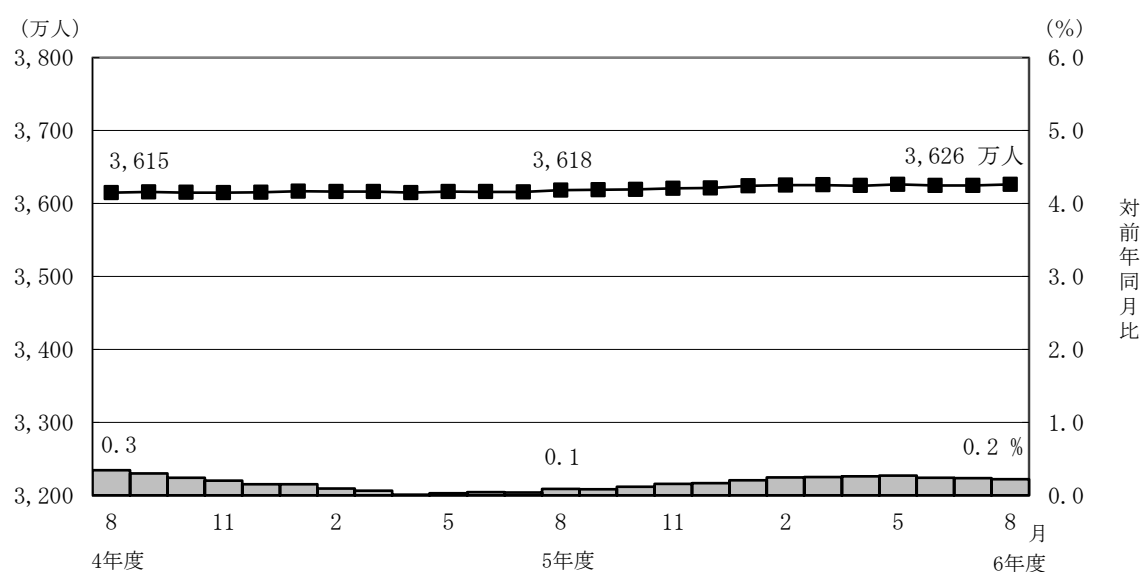
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和6年8月末の国民年金受給者数は3,626万人（旧法拠出制33万人、基礎年金3,593万人）で、前年同月に比べて8万人（0.2%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,398万人（旧法拠出制30万人、基礎年金3,368万人）で、前年同月に比べて3万人（0.1%）増加している。
- 障害給付の受給者数は220万人（旧法拠出制3万人、基礎年金217万人）で、前年同月に比べて5万人（2.1%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は8万人（旧法拠出制6千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて4百人（0.5%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和6年8月末で5万9,316円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万6,302円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、8月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が8百人となっており、繰上げ受給率は7.1%である。なお、令和5年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.7%となっている。